

今 治 育 成 園

指定管理者申請手続要項

今治市健康福祉部障がい福祉課

今治育成園指定管理者申請手続要項

「公の施設」の利便性や快適性の向上及び管理運営業務の合理化を図るため、今治育英園条例第5条の規定に基づき、今治育成園の管理運営業務を行う指定管理者の指定手続きについてこの要項で定める。

1 施設の概要

施設の名称	今治育成園
施設の所在地	今治市町谷甲 746 番地
施設の設置目的	障がい者に対し必要な施設障害福祉サービスを行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。
施設の規模	土地 13,135.19㎡ 建物 鉄筋コンクリート・鉄骨平屋建 延床面積 2,570.29㎡
主な施設	2人部屋、1人部屋、作業室、相談室、指導員室、食堂、浴室、洗濯室、医務室

2 スケジュール

指定管理者の申請から決定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。詳細については、次項以降で確認してください。

	内容	日程
申請	申請の依頼（市から現行指定管理者に対して）	令和3年9月1日
	業務内容に関する質問の受付	令和3年9月2日から同年9月10日まで
	質問に対する回答	令和3年9月15日までに一括回答します。
	申請の受付	令和3年9月21日から同年10月1日まで
	プレゼンテーションの実施	令和3年10月下旬
指定手続等	指定管理者選定の結果通知	令和3年11月上旬
	指定管理者の指定（市議会による議決）	例年12月下旬
	包括協定書の締結	令和4年4月1日
	年度協定書の締結	毎年度4月1日
	指定管理者による管理運営の開始	令和4年4月1日

3 指定管理者の申請

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、社会福祉法人であって、次のいずれにも該当しないもの。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により今治市における一般競争入札の参加資格を有しない者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- ウ 今治市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- エ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 地方自治法（昭和24年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを

受けた時から2年を経過していない者

カ 今治市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産者で復権を得ないもの

（ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項、第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（オ）暴力団の構成員等

（2）申請の受付

申請の書類は、下記提出窓口まで持参するか郵送してください。なお、FAX又は電子メール等による提出は一切受け付けません。また、提出期限後における申請書類の変更及び追加は認めません。

ア 申請期間

令和3年9月21日（火）から令和3年10月1日（金）までの開庁日で午前8時30分から午後5時15分までの期間（郵送の場合、必着）

イ 受付場所

今治市健康福祉部 障がい福祉課

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 本館1階

（3）申請書類

次の書類を正本1部及び副本9部（副本は複写可）の計10部提出してください。

なお、提出する書類は、パンフレット等を除き、原則としてA4判で作成してください。

	書類名	備考
ア	指定管理者指定申請書	・様式1
イ	誓約書	・様式2
ウ	今治育成園の管理運営に関する事業計画書	・様式3-1
エ	今治育成園の管理運営にあたり、申請者として計画している自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画	・自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画（様式3-2）

オ	今治育成園の管理運営にかかる指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画	・様式3-3
カ	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人登記事項証明書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
キ	申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書（損益計算書又はこれに相当する書類）及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・収支決算書（損益計算書又はこれに相当する書類）については、前三事業年度分 ・申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
ク	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
ケ	団体の概要を記載した書類	・組織及び運営に関する次の事項を記載した書類（様式任意、A4判2枚以内） 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績等
コ	役員名簿	・申請書の提出日現在におけるもの
サ	今治市税完納証明書	・今治市納税課が発行する市税全税目についての完納証明書（今治市の税金の未納がないことの証明） ・法人以外の団体にあつては、団体の代表者のもの ・提出日において発行の日から1月以内のもの
シ	消費税及び地方消費税についての証明書	・税務署長等が発行する未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）） ・提出日において発行の日から1月以内のもの
ス	印鑑証明書	・法人以外の団体にあつては、団体の代表者のもの ・提出日において発行の日から1月以内のもの
セ	同種又は類似施設の管理運営実績が分かる書類（実績がある場合のみ）	・同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等 ・同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間 ・同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等（全て様式任意、A4判で作成のこと。）
ソ	提出書類のうち該当のないものについての申立書	・様式4 ・ア～セの提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合に提出

(4) 申請に係る質疑

申請に係る質疑は、次により行ってください。

ア 質疑の方法

様式5により、郵送、FAX、電子メール（※件名の頭に今治育成園指定管理者と明記してください。）のいずれかで行ってください。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

イ 質疑の受付期間

令和3年9月2日（木）午前8時30分から同年9月10日（金）午後5時15分までの期間（必着）

ウ 質疑の受付場所

今治市健康福祉部 障がい福祉課

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

FAX 0898-32-5267、Eメール syougai Fukus@imabari-city.jp

エ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和3年9月15日（水）までに一括してお知らせします。

(5) 申請書類の修正等について

ア 申請書類の修正（軽微な修正は除く。）はできません。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請一団体につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

エ 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

カ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

キ 申請書類は、提出者に無断で今治育成園の指定管理者申請に係る業務以外に使用しません。

(6) プレゼンテーション

申請内容（提案）については、プレゼンテーションを予定しています。日程は令和3年10月下旬を予定しています。日程等を決定次第、申請者にお知らせします

(7) 申請に当たっての留意事項

ア 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

イ 選定団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の選定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ウ 協定締結及び協定発効以前に、事業の履行が確実でないと認められるとき又は選定団体（役員を含む。）が社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障を来す等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

エ 申請者は、選定委員及び関係市職員と本件申請についての接触（当然に、申請に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

オ 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

4 指定管理者の予定者となる団体の選定

申請者が以下の審査により適当と認められた場合には、指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）として選定します。

(1) 審査内容

ア 第1次審査

申請者から提出された指定管理者指定申請書等の書類をもとに、申請に係る資格・要件

が備わっているかどうかを審査します。

イ 第2次審査

今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号。以下「手續条例」という。）第15条の規定により設置する「今治育成園指定管理者選定審議会」（以下「選定審議会」という。）において、審査項目及び審査基準ごとに事業計画書等の審査を行い、総合的な評価を行います。

(2) 審査項目及び審査基準

選定審議会が申請者を審査するにあたっては、次表による審査項目及び審査基準並びに配点ウェイトにより審査します。

審査項目及び審査基準	配点ウェイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性	50点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・施設の設置目的及び性質に応じた適切な収支計画の提案 ・実現の可能性	15点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・申請者の安定性、信頼性 ・実現の可能性	30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性	15点
【Ⅵ】申請者の実績 ・モニタリング結果	8点
【Ⅶ】全般 ・申請者の取組み姿勢	25点
合計点数	143点

(3) 審査結果

結果は、申請者に対して令和3年12月上旬頃までに通知します。また、結果（申請者名及び得点）を公表します。

5 指定管理の指定手続等

(1) 指定管理者の選定

ア 選定審議会による指定予定者の選定後は、指定管理者の指定の手続として、今治市議会の指定の議決を経る必要があります。

イ 指定の議決があったときは、その旨を指定予定者に通知します。

(2) 協定の締結

前記(1)の手続の後、市と指定予定者は協定書を締結することになります。協定書は、「包括協定」と「年度協定」の2つの協定書を締結することになります。

この場合、必要に応じて指定管理者の提案に対し、申請内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、指定管理者はその求めに応じなければなりません。

ア 包括協定

包括協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定

年度協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

(3) 協定の主な内容

各協定書の主な内容は、次のとおりです。

ア 包括協定

(ア) 業務に関する基本的な事項

(イ) 市が支払うべき管理経費に関する基本的な事項

(ウ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報保護に関する事項

(エ) 事業報告・業務報告に関する事項

(オ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(カ) 指定期間に関する事項

(キ) リスクの管理・責任分担に関する事項

(ク) その他

イ 年度協定

(ア) 当該年度の業務内容に関する事項

(イ) 当該年度の管理経費に関する事項

(ウ) 当該年度の目標に関する事項

(エ) その他

(4) 指定予定者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置

ア 指定予定者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定予定者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。なお、指定管理者の指定を取り消した場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、今治育成園の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(ア) 今治市議会により指定議案が否決されたとき

(イ) 指定予定者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は当該団体（役員を含む。）が社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障を来すおそれがあるとき

(ウ) 指定予定者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

(エ) その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

イ 不可抗力等、市及び指定予定者又は指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定等を解除できるものとします。なお次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(5)その他

ア 前記(2)の協定書は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。

また、協定書で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

イ 今治市議会による指定議案の議決後、指定管理者は、令和4年4月1日から管理運営業務が実施できるよう諸準備をしてください。

6 指定管理者の実施業務及び業務基準

(1)指定管理者が行う業務

指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、別添「今治育成園指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)で定めるとおりとします。

(2)実施業務の評価結果に伴う措置

事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

7 指定期間

指定管理者が今治育成園の管理を行う期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

8 経費に関する事項

今治育成園においては、支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年 厚労省告示第523号)により算定した費用(以下「給付費」という。)を収入とすることができます。このため市は、指定管理者に対し、今治育成園の管理に関する経費(指定管理料)の支払を行いません。

ただし、指定期間中に法改正等により障害者福祉制度が変更されて、仕様書第6の11に規定する協議による場合はこの限りではありません。

また、指定管理者は、施設の管理運営経費に充当するため、前記の給付費のほか利用者から食事等の実費を徴収し収入とすることができます。

なお、経費の取扱い等については、次のとおりとします。

(1)管理経費の上限額

指定期間中の管理経費として、市が負担する総額の上限額は次のとおりです。よって、この上限額を上回る申請は失格となります。

なお、市が指定管理者に対して支払うことになる指定期間中の管理経費の総額については包括協定書で、単年度ごとの管理経費については年度協定書で明示することとします。(包括協定書で定めた指定期間中の管理経費の総額については、原則として増額されることはありません。事業計画及び収支計画立案の際には注意してください。)

また、これらの額については、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれたものですので、注意してください。

管理経費(指定管理料)の総額の上限額

0円(5か年)

(2) 会計年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(3) 会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（今治育成園指定管理者業務専用口座）で管理してください。

(4) 指定管理により得られる収益の処分について

上記に記載しているように、指定管理者は自主事業開催に伴う収入及び市が支払う指定管理料等により管理運営が行われるが、収支計画における収入の予定額と決算額に差額が生じ、収入が提案された管理経費を上回った場合は、あくまでも公の施設を管理運営することで得られる収益であることから、その収益はまず利用者サービスの向上（自主事業開催等）に充てられることが基本です。そこで、このような事態となったときの収益の処分方法についてご提案ください。（任意）

9 その他

(1) 申請等に係る経費

指定管理者の申請から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和4年3月31日）までにかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

10 添付資料

- (1) 今治育成園指定管理者業務仕様書
- (2) 今治市育成園区域図（仕様書資料1）
- (3) 今治市育成園施設概要（仕様書資料2）
- (4) 施設等の維持管理に関する業務基準表（仕様書資料3）
- (5) 個人情報・特定個人情報取扱特記事項（仕様書資料4）
- (6) 今治育成園利用状況（仕様書資料5）
- (7) 今治育成園収支実績（仕様書資料6）
- (8) 今治育成園修繕実績（仕様書資料7）
- (9) 今治育成園備品管理簿（仕様書資料8）
- (10) 自動体外式除細動器（AED）管理仕様書（仕様書資料9）

11 問い合わせ先

今治市健康福祉部障がい福祉課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL0898-36-1527 FAX0898-32-5267 Eメール syougai Fukus@imabari-city.jp